

平成30年度甲種防火管理再講習の実施案内

舞鶴市消防本部

消防法施行令第3条の規定により、甲種防火対象物の防火管理に関する講習のうち「甲種防火管理再講習」を次のとおり実施します。

1 受講対象者

建物の収容人員が300人以上である劇場、ホテル、物品販売店舗、病院等の特定用途防火対象物（消防法施行令第4条の2の2第1号）の防火管理者として選任されている方。（消防法施行規則第2条の2の2に規定する乙種防火管理講習修了者を防火管理者とすることができる防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）

2 受講義務（上記受講対象者のうち）

- (1) 「甲種防火管理再講習」は5年に1度受講する義務があります。
- (2) 選任された日が防火管理講習を受講してから4年を超える方は、防火管理者に選任された日から1年以内に受講する義務があります。
- (3) 最後に防火管理講習を受講した日以後における最初の4月1日から、5年以内に受講する義務があります。

※ 現在、防火管理者として選任されていない方は、対象ではありません。

3 講習日時・講習場所・申込期間

講習日時	平成30年8月9日（木）13時30分から15時30分まで
講習場所	舞鶴市東消防署・防災センター（舞鶴市字浜80番地の4）
申込期間	平成30年7月2日（月）から平成30年8月3日（金）まで

4 申込方法

- (1) 講習申込書を受付場所に提出して、受講票を受け取ってください。
- (2) 申込書は受付場所または、舞鶴市消防本部のホームページから取得できます。
(<http://www.maizuru119.com/>)
- (3) 申込書には、写真（縦4cm、横3cm、裏面に氏名を記載）を貼付してください。

(4) 申込書には、甲種防火管理講習修了証の写しを添付してください。

5 テキスト代

受講は無料ですが、受講申込の際にテキスト代1,350円が必要です。

なお、申込み後のテキストの返却及び返金はありません

6 受付場所

受付場所		電話番号	受付時間
舞鶴市消防本部 予防課	北吸 1044 番地	0773-66-0119	8:30~17:15
舞鶴市東消防署 火災予防課	浜 80 番地の 4	0773-65-0119	8:30~20:00
舞鶴市西消防署 火災予防課	松陰 5 番地の 5	0773-77-0119	

7 講習内容

- (1) 防火管理に関する法令改正の概要
- (2) 火災事例等の研究に関すること

8 修了証の交付

本講習を修了された方には、舞鶴市消防長が修了証を交付します。

【遅刻又は欠席をされた方には、修了証を交付することはできません】

9 注意事項

- (1) 受講義務者が受講期限内に受講しなかった場合には、防火対象物に適応した防火管理者としての資格を有しないことになるため、防火管理者が未選任となります。
- (2) 防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている場合には、認定の取消し要件に該当することになります。

10 その他

- (1) 講習の受付は、講習の30分前から行います。
- (2) 講習には、受講票、テキスト、筆記用具及び印鑑をご持参ください。